

# ○日本医科大学学位規則

(昭和 35 年 4 月 1 日規則第 1 号)

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号)及び日本医科大学大学院学則に基づき、日本医科大学(以下「本学」という。)の学位論文の審査・最終試験及び試験・試問等学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位)

第 2 条 この規則に基づき授与する学位は、博士とする。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、医学とする。

3 学士の学位に関しては、本学医学部学則に別に定める。

### (学位授与の要件)

第 3 条 博士の学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本学大学院の課程を修了し学位を授与される者と同様に広い学識を有することが試問により確認された者に授与する。

## 第 2 章 学位論文の審査・審査料及び審査の方法

### (学位論文審査提出書類)

第 4 条 学位論文を提出してその審査又は学位の授与を申請しようとする者は、次の書類及び第 5 条に定める学位論文審査料(以下「審査料」という。)を添えて、提出しなければならない。

(1) 学位論文審査申請書又は学位申請書 1 通(別記様式 1 又は様式 2)

(2) 学位論文目録 3 通

(3) 学位論文 10 部及び電子ファイル(PDF)

(4) 学位論文の内容の要旨 10 部(2,000 字)及び電子ファイル(PDF)

(5) 参考論文 10 部(ただし、第 3 条第 2 項の該当者で、本学で必要と認める者は、40 部)

(6) 履歴書 2 通(別記様式 5)

(7) 住民票 1 通(本籍又は国籍記載のもの)

(8) 写真 2 枚(半身脱帽、名刺型)

(9) その他大学院教授会で、必要と認めたもの

(審査料等)

第5条 審査料は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項の該当者 5万円
- (2) 同条第2項の該当者 20万円

2 前条の規定により提出した論文等及び既納の審査料は、返還しない。

(論文審査の期間)

第6条 学位論文の審査は、論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(学位論文の審査機関及びその組織)

第7条 学位論文の審査及び最終試験その他の試問は、大学院教授(大学院教授代行を含む)4名をもって構成する学位審査委員会がこれに当たる。ただし、必要のある場合は、他の教員又は専門学者をこれに加え、意見を聞くことができる。

2 学位審査委員会委員のうち1名を学位審査委員会委員長とする。学位審査委員会委員長は、その委員会を主催する。

3 学位審査委員会委員長及びその他の委員は、大学院教授会で審議し、学長が委嘱する。

(学位論文の審査及び試験の結果の報告)

第8条 論文の審査及び所定の試験を終了したとき、学位審査委員会は、論文審査の要旨及び試験の成績とともに、合格か不合格かの意見を添えて、文書によりすみやかに、大学院教授会に報告しなければならない。

2 論文審査の結果、その内容が著しく不備であると認めるときは、所定の試験を行わないことができる。この場合、前項の規定による試験の成績は、報告することを必要としない。

(論文の審査及び試験の合格・不合格の判定)

第9条 学位論文の審査及び試験の合格・不合格の判定は、大学院教授会にて行う大学院教授の無記名投票による。

2 前項の合格の判定を行うには、出席者の3分の2以上の賛成投票を必要とする。

(学長への報告)

第10条 医学研究科長は、前条の規定による判定に基づき、すみやかに、その学位論文、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び試験の成績に本人の履歴書を添え、かつ、大学院教授会における判定の状況を文書により学長に報告しなければならない。

### 第3章 最終試験及び試験・試問

(最終試験及び試験)

第11条 最終試験は、論文を中心としてこれに関連ある科目について、その学識及び研究指導能力に関する試問を行う。

2 前項の試問は、筆答又は口答若しくは、これを併せ行うのいずれかによるものとする。

3 第3条第2項に該当する者の試験について、前2項の規定を準用する。

(試問)

第12条 第3条第2項に該当する者の学力に関する試問は、筆答及び口答とし、ほかに外国語試験(英語)を課するものとする。

第4章 学生の学位論文提出期間・資格ならびに、大学院中途退学者が学位論文を提出する場合の取扱い

(学生の論文提出期間・資格)

第13条 学生が学位論文を提出できる期間は、休学期間を含めて入学してから8年以内とする。

2 本学大学院に3年以上在学し、履修する科目について20単位以上を修得した者は、学位論文を提出してその審査を申請することができる。ただし、所定の単位を修得した者でなければ最終試験を受けることができない。

(大学院中途退学者が学位論文を提出する場合の取扱い)

第14条 本学大学院において所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得したのみで退学した者が、学位論文を提出する場合は、この者を第3条第2項の該当者として取り扱う。ただし、前条第1項に定める期間内に論文を提出した者については、所定の試問を免除することができる。

第5章 学位の授与・公表・報告等

(学位の授与)

第15条 学長は、第10条の規定による報告を参酌の上、学位授与に係る合否を決定し、学位を授与できる者と認めるときは、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の登録)

第16条 学位を授与したときは、所定の学位簿に登録しなければならない。

(論文の内容要旨等の公表)

第17条 学位を授与したときは、授与した日から3カ月以内にその論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットにより公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第19条 本学は、学位を授与したときは、授与した日から3カ月以内に学位授与の報告を文部科学大臣に行うものとする。

(学位の名称使用)

第20条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、日本医科大学と付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 本学において授与する学位記の様式は、別記様式3、4のとおりとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記を紛失した者は、その事由を記載し別に定める手数料を納付して再交付を願い出ることができる。

#### 第6章 学位授与の取消

(学位授与の取消)

第23条 学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学位の授与を取り消し、学位記を返還させることがある。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の名誉を汚す行為があったとき。

(学位授与の取消の方法)

第24条 前条の規定により学位の授与を取り消すには、大学院教授会の審議を経て、学長の決定を必要とする。

#### 第7章 雑則

(細則)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第26条 この規則の改廃は、学長を経て、理事会の承認を必要とする。

#### 付 則

- 1 この規則は、昭和35年4月1日から施行する。
- 2 昭和40年2月26日改正
- 3 昭和55年4月1日改正
- 4 昭和63年10月1日改正
- 5 平成3年7月1日改正

#### 附 則

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 13 条第 1 項の改正事項は、平成 17 年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 17 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前において、改正前の第 5 条第 1 項ただし書きに規定する別に定めるところの要件を満たしている者の審査料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の様式 1 については、平成 28 年度の入学者から適用し、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の様式 3 及び様式 4 については、平成 28 年度の学位記授与者から適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(様式 1)

学位論文審査申請書

[別紙参照]

(様式 2)

学位申請書

[別紙参照]

(様式 3)

学位記

[別紙参照]

(様式 4)

学位記

[別紙参照]

(様式 5)

履歴書

[別紙参照]